

一般社団法人日本行動分析学会
災害罹災による年会費の免除制度

(趣旨)

災害等により被害を受けた会員に対して、申請により年会費の免除を行う。

(対象)

激甚災害法により指定された災害で被災された日本行動分析学会会員

(免除内容)

会費免除申請時年度の会費全額を免除する。既に支払い済みの場合は、入金分を翌年度の会費に充当する。

(申請方法)

激甚災害等に伴う会費免除申請書、および、被災されたことを証明する書類（公的機関の発行する被災証明書，罹災証明書等）の写しを、学会事務局にメール添付または郵送により申請する。申請期限は、原則として激甚災害指定後1年以内とする。